

逗子市体験学習施設トイレ改修工事仕様書

本工事は、逗子市体験学習施設トイレの改修工事を行うことを目的とする。
工事にあたっては本仕様書及び図面に従い、十分な安全管理のもと施工すること。

1 施工場所

逗子市池子1丁目11番2号 逗子市体験学習施設

2 工事内容

逗子市体験学習施設のトイレの改修工事を行うもの。

3 工事期間

契約日から令和7年12月31日まで。

4 施工時間

原則として、火曜日を除き、平日の午前9時から午後5時までの間。

5 提出書類

- (1) 契約締結後：工事着手届、現場代理人及び主任技術者等選任届、工程表、施工計画書、施工図、その他必要な書類
- (2) 完成後：工事しゅん工届、しゅん工図、施工前写真、施工後写真、その他必要な書類

6 施工条件

- (1) 廃棄物、重機の搬出入及び道路に近接した工事等安全上配慮が必要な作業時においては、発注者と協議し、十分な安全管理のもとで行うこと。
- (2) 添付図面はあくまでも参考図であり、現場を確認の上、配管等を加味した施工図を作成してから施工を行うこと。
- (3) 施工にあたっては、施設利用者への安全に十分配慮し、既存設備等の破損や汚損に注意し、養生等をして行うこと。
- (4) 設置に伴う建物の建築確認等の申請等が必要がある場合は、工事に含むものとする。

7 遵守事項

- (1) 本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築改修工事編)」による。
- (2) 逗子市環境基本計画、環境マネジメントシステム、地球温暖化対策実行計画を遵守

し、環境に負荷を与えないように工事を施工すること。

- (3) 逗子市の建築・土木工事に係る環境配慮指針、施設計画策定にあたっての環境配慮手順書、建築副産物に係る特記仕様書を遵守すること。

8 その他

- (1) 本仕様書及び設計図にないもの及び、工事の進捗上、疑義が生じた場合には発注者と協議し、指示に従うこと。